

特定小型原動機付自転車利用者のための

交通安全講習

特定小型原動機付自転車

について知りたい方は

2ページ目へ



交通ルール

について知りたい方は

11ページ目へ

特定小型原動機付自転車

に乗ろうと考えているあなた

年齢は**16歳以上**ですか？

車両は**保安基準**を満たしていますか？

交通ルールを確認しましたか？

それでは、詳しく見ていきましょう。



特定小型原動機付自転車とは

令和5年7月1日から、一定の基準を満たす場合は、特定小型原動機付自転車として新たな交通ルールが適用されます。

原動機付自転車のうち、一定の基準に該当するもの



車体の大きさ

長さ1.9m以下 幅0.6m以下

最高速度 20km/h以下

定格出力 0.6kW以下

最高速度表示灯の備付け など

※ 施行日以前に製造された特定小型原動機付自転車には、最高速度表示灯の備付けについての経過措置が設けられています。

一般原動機付自転車と特定小型原動機付自転車の比較

車両区分		免許	最高速度	通行場所	ヘルメット
原動機付自転車	一般原動機付自転車	必要 原付以上	法定 30km/h	車道（左側）	義務
	特定小型原動機付自転車	不要 16歳以上	構造上 20km/h	車道（左側端） 自転車道 普通自転車専用通行帯 一部の歩道	努力義務

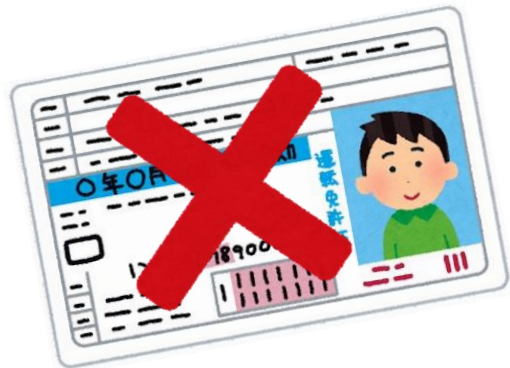
（注記）電動機の定格出力等により、車両区分が自動二輪等に該当する場合があります。また、法改正後の「一般原動機付自転車」（特定原動機付自転車以外の原動機付自転車）は、従来の原動機付自転車と同じ交通ルールが適用されることとなります。

誰が乗ることができているのか？

年齢が**16歳以上**であれば、
運転免許が無くても運転することができます。

16歳未満の者が運転することは禁止です。

また、特定小型原動機付自転車を運転することとなるおそれのある16歳未満の者に対して、特定小型原動機付自転車を提供することも禁止されています。



【罰則】 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

どのような車両を運転することができるのか？



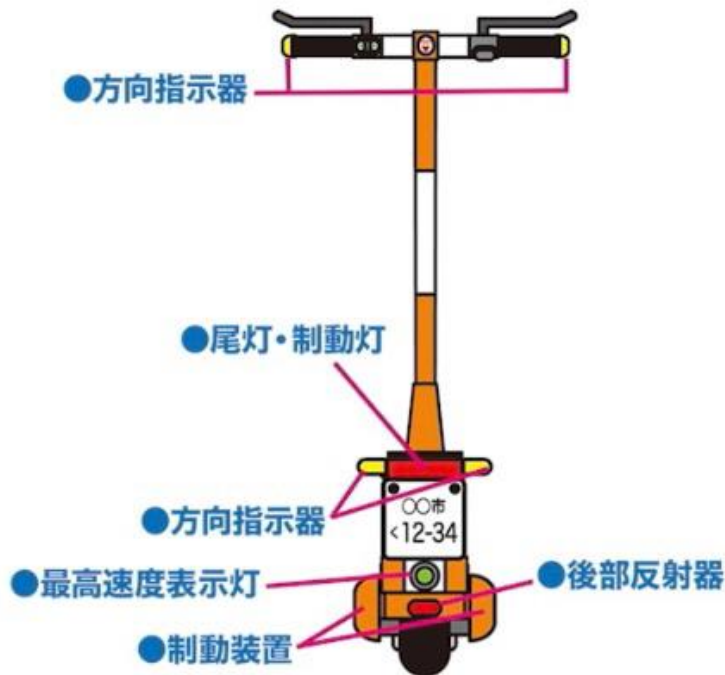
- ① 車両が道路運送車両の
保安基準を満たしていること
- ② ナンバープレートを取付け
- ③ 自賠責保険の加入（義務）

① 保安基準への適合が必要

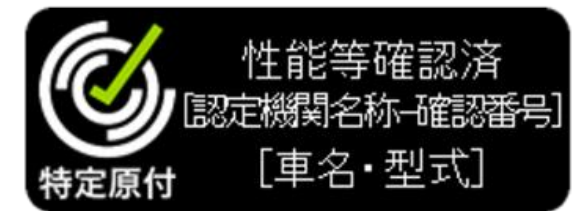
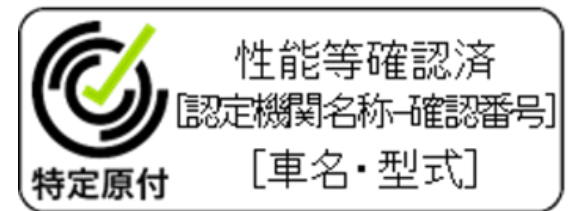
基準を満たしていない場合、公道を走ることができません。

性能等確認済シール等が貼られているものは、この基準を満たしています。

● 特定小型原動機付自転車に必要な主な保安装置



● シール様式

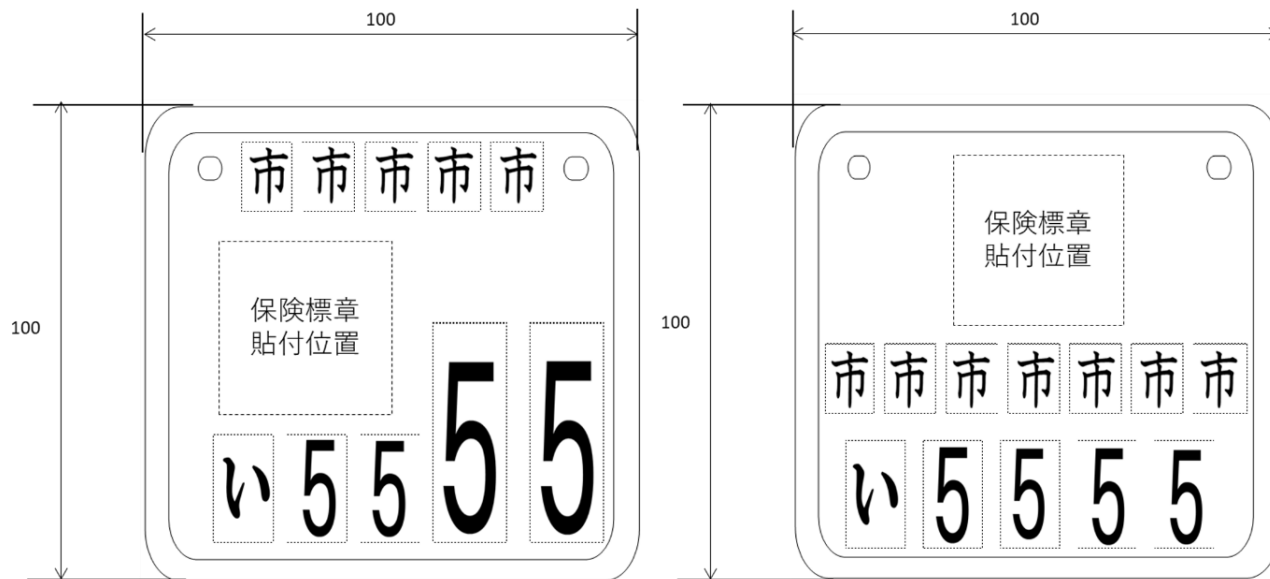


② ナンバープレートの取付けが必要

所有者は、市区町村へ軽自動車税の申告をし、
標識（ナンバープレート）を取り付けてください。

特定小型原動機付自転車に取り付けることとされている標識

単位：mm



通常の前付よりも小型化

③ 自賠責保険（共済）への加入が必要

所有者は、加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに貼り付けてください。

運行の際は、加入時に配布される証明書を携行してください。



交通ルール

特定小型原動機付自転車の特徴を知っておきましょう

公道走行で気をつけたいポイント

車輪が小さく転倒しやすい

車輪が小さいため、ちょっとした段差や側溝などでバランスを崩し転倒しやすい特性があります。

重心がブレやすく転倒しやすい

車体が軽いため、重心がブレやすく転倒しやすい特性があります。
大きな荷物を持ちながらの運転は危険です。



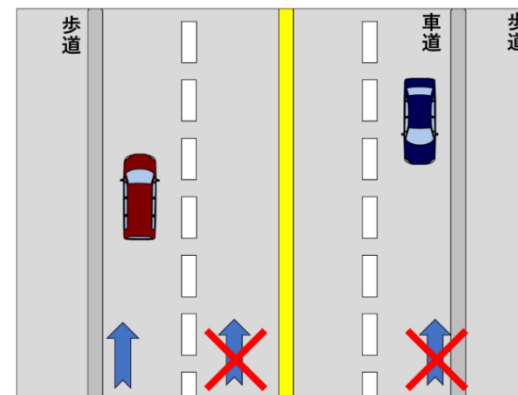
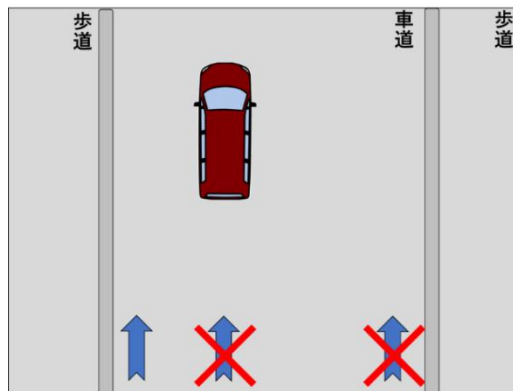
ルール 1

通行区分

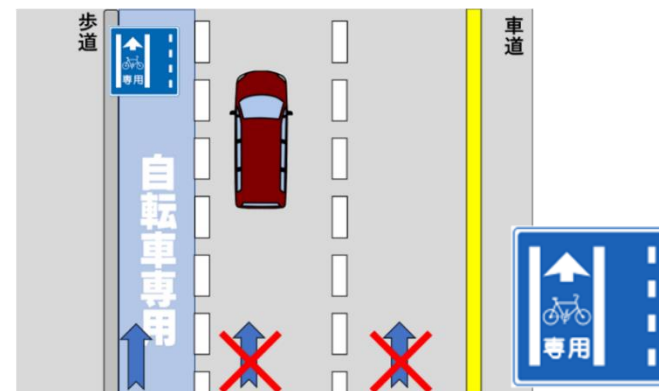
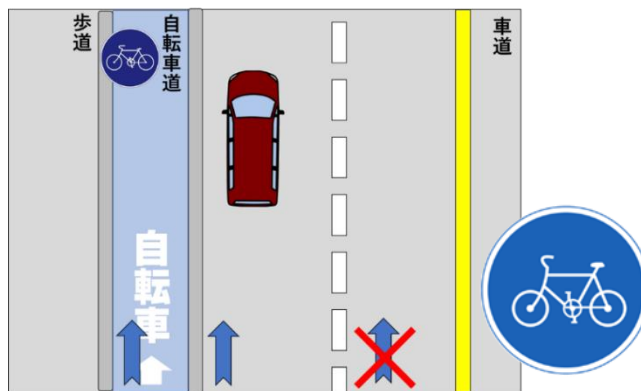
右側を通行してはいけません。



車道走行が原則
左側端を通行



自転車道
自転車専用通行帯



一定の条件を満たした場合のみ歩道通行可

Next

全ての歩道を通行できるわけではありません。



特定小型原動機付自転車は車道通行が原則ですが、**特例特定小型原動機付自転車として通行する場合（※）**で、

- 道路標識等により自転車が歩道を通行することができることとされているとき
- 道路標示により路側帯を通行することが禁止されていない場合で、著しく歩行者の通行を妨げることとならないときには、歩道又は路側帯を通行することができます。



※ 特例特定小型原動機付自転車として通行する場合は、

- 最高速度表示灯を点滅させていること
- 時速6kmを超える速度を出すことができないこと
- 車体の構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないもの

などの基準を満たしている場合をいいます。



また、歩道等では、歩行者に危険が及ぶ場合は、一時停止しなければなりません。

ルール 2

通行の禁止

道路標識により指定された方向以外の通行が禁止されている場合など

特定小型原動機付自転車も
従わなければなりません。

「指定方向外進行禁止」



「一方通行」



「特定小型原動機付自転車・
自転車一方通行」



特定小型原動機付自転車は、
通行・進入してはいけません。

「通行止め」



「車両通行止め」



「車両進入禁止」



「特定小型原動機付自転
車・自転車通行止め」



【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

ルール3

信号と一時停止

信号 【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等



特定小型原動機付自転車が道路を通行する際は、原則として、車両用の信号に従わなければなりません。

ただし、歩行車用信号機に「歩行者・自転車専用」の標識がある場合、特例特定小型原動機付自転車として横断歩道を横断する場合は、歩行者用信号機に従いましょう。

一時停止 【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

一時停止

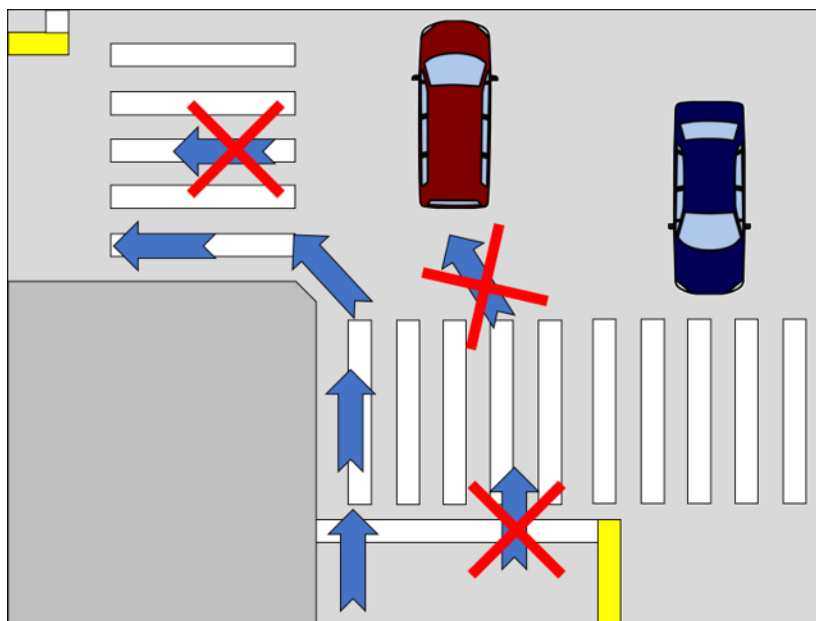


道路標識により、一時停止すべきとされている時は、停止線の直前（停止線がない場合は、交差点の直前）で一時停止しなければなりません。

ルール4

交差点での右左折

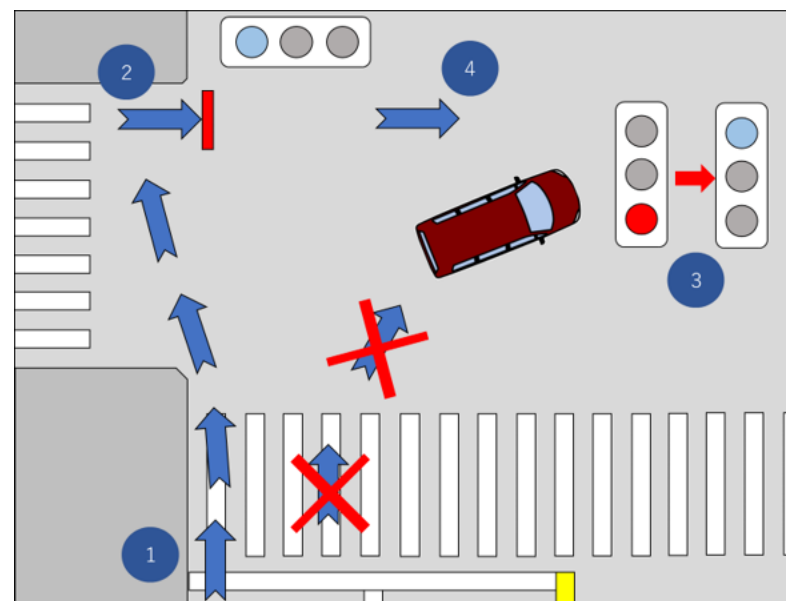
左折の方法



左折をしようとする場合は、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行しなければなりません。

【罰則】 2万円以下の罰金等

右折の方法



右折をしようとする場合は、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければなりません（いわゆる「二段階右折」）。

【罰則】 2万円以下の罰金等

ルール5

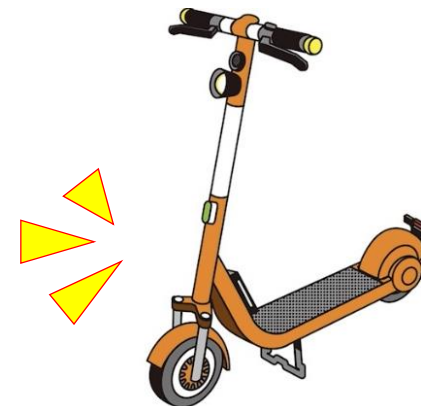
夜間の走行

運転前に点検しましょう。



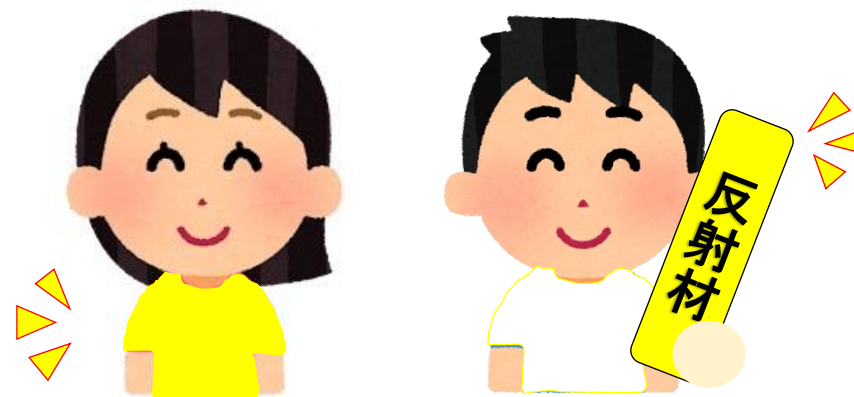
ライトを点灯しましょう。

【罰則】 5万円以下の罰金



特定小型原動機自転車は、前照灯と尾灯を備えています。ライトを点灯することで、周囲の車両や歩行者に自分の存在をアピールすることができます。

また、安全対策として、**明るい服装（白や黄色）**や**反射材**を着用しましょう。



ルール6 飲酒運転の禁止

飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。

お酒を飲んだ時は、特定小型原動機付自転車を運転してはいけません。

また、飲酒運転は運転者のみならず、

- ・酒類提供罪（運転してきた人に酒を出す）
- ・車両等提供罪（飲酒をした人に車両を提供する）

等、運転者以外にも厳しい処罰が科せられます。



【罰則】 5月以下の懲役又は100万円以下の罰金等

ルール7

ながら運転の禁止 二人乗りの禁止



ながら運転の禁止

車両が停止しているときを除きスマートフォン等を通話のために使用したり、その画像に表示された画像を注視しないこと。

【罰則】 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金等

二人乗りの禁止

特定小型原動機付自転車は、二人乗りをしてはいけません。



【罰則】 5万円以下の罰金

ルール 8

交通事故時の対応

加害者でも、被害者でも交通事故の際にやるべきこと

負傷者の救護



けが人がいる場合、周囲にいる人にも助けてもらいながら119番に通報し、救急車を呼ぶこと。

道路における危険防止措置



- ・歩道など安全な場所に特定小型原動機付自転車等を移動させるなど、二次被害を防止すること。

警察への通報



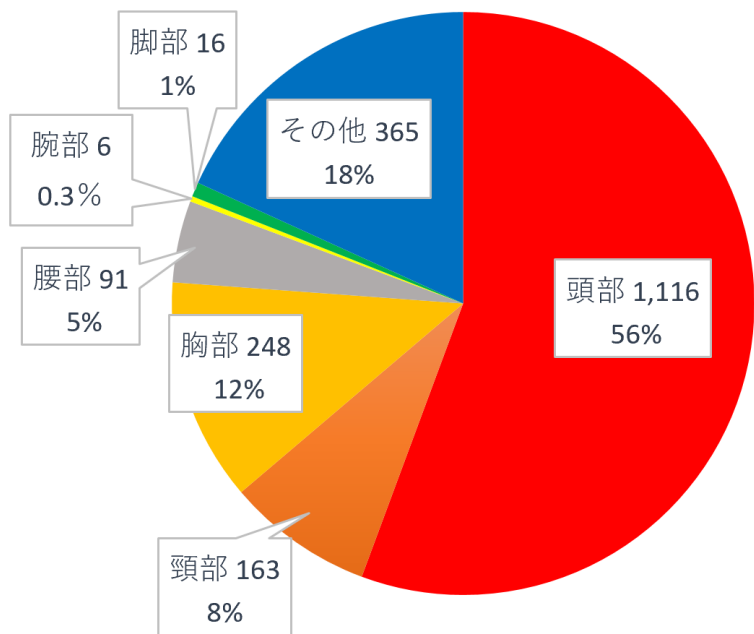
- ・110番に通報し、警察に報告すること。保護者、学校等への連絡も忘れずに。

救護をしなかった場合、ひき逃げとして罪に問われることもあります。

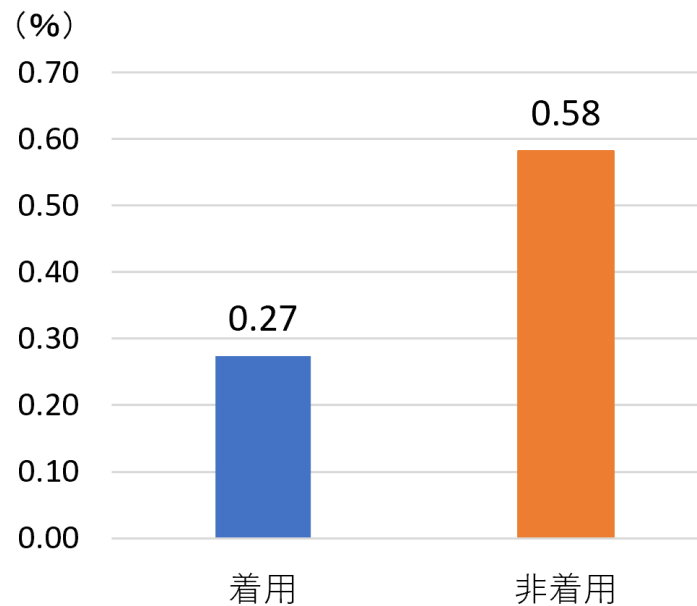
ルール9 乗車用ヘルメットの着用

特定小型原動機付自転車の運転者には、**乗車用ヘルメット着用**の努力義務が課せられることになりました。

自転車乗用中死者の人身損傷主部位（平成30年～令和4年合計）



自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率（平成30年～令和4年合計）



交通事故の被害を軽減するためには、**頭部を守ることが重要です。**

特定小型原動機付自転車に乗車する際にも、自分の命を守るため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。（自転車用ヘルメット可）

グラフは、自転車に関する統計です。

特定小型原動機付自転車運転者講習

悪質・危険な運転による交通の危険を防止するために

危険行為を繰り返す運転者に対する講習受講命令

特定小型原動機付自転車の運転者が**信号無視**や**酒酔い運転**、**一時不停止**等の政令で定める危険行為を

過去3年以内に2回以上

繰り返した場合、公安委員会は、運転者に対して講習の受講を命じることができる。

- ☆ 違反者の特性に応じた個別的指導を含む **3時間の講習**・・・**受講手数料6000円**
- ☆ 受講命令を受けてから3カ月以内に受講しなかった場合 → **5万円以下の罰金**

【講習の対象となる危険行為】

- ①信号無視（法第7条） ②通行禁止違反（法第8条） ③歩行者用道路徐行違反（法第9条） ④通行区分違反（法17条第1項、第4項、第6項）
- ⑤歩道徐行等義務違反（法第17条の2第2項） ⑥路側帯進行方法違反（法第17条の3第2項） ⑦遮断踏切立入り（法第33条第2項）
- ⑧優先道路通行車妨害等（法第36条） ⑨交差点優先車妨害（法第37条） ⑩環状交差点通行車妨害等（法第37条の2）
- ⑪指定場所一時不停止等（法第43条） ⑫整備不良車両の運転（法第62条） ⑬酒気帯び運転等（法第65条1項） ⑭共同危険行為等（法第68条）
- ⑮安全運転義務違反（法第70条） ⑯携帯電話使用等（法第71条第五号の五）
- ⑰妨害運転（法第117条の2第1項第4号、法第117条の2の2第1項第8号の罪に当たる行為）



**特定小型原動機付自転車に乗る前に
交通ルールや、通行方法を確認しましょう。**



埼玉県警察本部交通部交通総務課